

● カード詐欺・特殊詐欺からお客様をお守りするために

令和2年3月4日

[70歳以上のお客様へ]
キャッシュカードでのATMお引出し・お振込みの
取引限度額を一部引下げさせていただきます。

平素より高知信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。



昨今、ご高齢者のお客様から言葉巧みにカードをだまし取る「カード手交型詐欺」などの特殊詐欺が多発しております。

- この状況を踏まえて高知信用金庫では、ご高齢のお客様のご預金をお守りし、これらの被害を防止する対策として、下記のとおり、**当金庫のキャッシュカードでのATMお引出し・お振込みの取引限度額を一部引下げ**させていただきます。



対象のお客様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対応開始日

令和2年3月10日（火）から対応いたします。

2. 対象となるお客様

年齢が70歳以上のお客様を対象に、「70歳から79歳のお客様」と「80歳以上のお客様」の2段階で、キャッシュカードでのATMお引出し・お振込みの取引限度額を一部引下げさせていただきます。

●取引限度額を超えるお取引は、店頭窓口でお願いいたします。

3. 取引限度額の引下げ内容

(1) 70歳から79歳のお客様

過去1年間にキャッシュカードによるATMでのお引出しまたはお振込みの合計が1口座1日あたり50万円を超えるお取引のない場合

キャッシュカードによるお引出しまたはお振込み合計の1口座1日あたりのATM取引限度額が50万円となります。

●1日あたりのキャッシュカード取引限度額を上記金額より少ない金額で設定されている場合、その設定金額が限度額となります。

(2) 80歳以上のお客様

過去1年間にキャッシュカードによるATMでのお引出しまたはお振込みの合計が1口座1日あたり20万円を超えるお取引のない場合

キャッシュカードによるお引出しまたはお振込み合計の1口座1日あたりのATM取引限度額が20万円となります。

●過去1年間にキャッシュカードによるATMでのお引出しまたはお振込みの合計が1口座1日あたり20万円超50万円以内のお取引の場合はATM取引限度額が50万円となります。

●1日あたりのキャッシュカード取引限度額を上記金額より少ない金額で設定されている場合、その設定金額が限度額となります。

4. 制限解除のお手続き

取引限度額の引上げをご希望の場合は、キャッシュカードとお届出印、本人確認書類をご持参のうえ、当金庫窓口へお申出ください。